



2014年12月25日

各 位

会 社 名： 日新電機株式会社  
代 表 者 名： 代表取締役社長  
小 畑 英 明  
(コード番号 6641、東証第1部)  
問い合わせ先：法務室長 尾崎 和宏  
(TEL：075-864-8848)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会で、会社法第195条第1項（取締役会決議に基づき本変更を実施できる趣旨）に基づき、1単元の株式数（単元株式数）の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

当社株式の流動性を一層向上させ、個人投資家を始めとする投資家層の拡大を図ると共に、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」で、売買単位である単元株式数の100株への統一化が目指されている趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

##### (2) 変更の内容

当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

2015年4月1日（水曜日）

なお、上記に伴いまして、2015年4月1日（水曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されます。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

上記の単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変 更 後
第2章 株 式	第2章 株 式
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
（ 新 設 ）	附 則 <u>第7条の変更は2015年4月1日から効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

以 上